

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 条 例

ページ

○職員の子育て休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

一

○職員の子育て休業等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課等)

一

## 条 例

職員の子育て休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

職員の子育て休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育て休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第一号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを、「育児休業法第三条第一項ただし書の条例で定める特別の事情」に改め、同条第一号中、「第五条第二号に掲げる」を、「第五条に規定する」に、「同号」を、「同条」に改め、同条第四号中、「当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)(が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと)当該」を、「三月以上の期間を經過したこと(当該育児休業をした」に、「請求の際両親が当該方法」を、「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中、「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を、「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業が承認されること」に改め、各号を削る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中、「第十四条第二号」を、「第十四条第一号」に改め、同条第四号中、「第十四条第三号」を、「第十四条第一号」に改め、同条第五号中、「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)(が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと)当該」を、「三月以上の期間を經過したこと(当該育児短時間勤務をした」に、「請求の際両親が当該方法」を、「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十九条中、「次に掲げる」を、「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の子育て休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の子育て休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

職員の子育て休業等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

職員の子育て休業等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の子育て休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の子育て休業等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項及び第二項中、「職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子

を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。」を削る。

第十条の三四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第十条第二項の規定によりすることを命ずることができる勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第二項中「(学校職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして県人事委員会の規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。次条第二項において同じ。)」を削る。

第八条の三四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者等は、三歳に満たない子のある学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項の規定によりすることを命ずることができる勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

附 則

この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。